

総務文教厚生常任委員会調査報告書

1 調査事件

入札制度について（平成 28 年 12 月議会定例会で報告）

2 調査目的

入札制度についての意見に対する取り組みを調査し、達成状況を検証することとした。

3 調査経過

令和 4 年 3 月 7 日（会期中）総務課より聞き取り

令和 4 年 3 月 25 日

令和 4 年 4 月 12 日

令和 4 年 5 月 17 日

4 検証結果

(1) 入札方式について

[前回の意見]

ア 指名競争入札

より競争原理が働くようにするために複数の等級を合わせた指名を積極的に行うべきである。また、バランスのとれた組み合わせの指名とするために現在の 3 段階の等級を細分化すべきである。

イ 建設業における町内業者の要件

現在の要件に新要件として、「法人の場合は一定数の町民を雇用しているもの」「前記の雇用に対し給与所得における特別徴収の手続きにより町民税を納税しているもの」を加えるべきである。

ウ 建設業における町外業者落札のデメリット

町外業者のうち次に掲げる条件を満たす業者を準町内業者とし、町内業者だけで指名業者数を満たせない場合は優先的に指名することで、町内業者が落札できなかった場合であっても町内に利益還元される制度を構築すべきである。

(ア) 一定数の町民を雇用している。

(イ) 前記の雇用に対し給与所得において特別徴収可能な雇用者は、同手続きにより町民税を納税している。

エ 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、より難易度の高い標準型は発注者及び応札業者ともに著しく事務量が増大すること、評価点 1 点当たりの金銭的価値の説明が困難なことなどの問題がある。

また、簡易方式、たとえば山形県が実施している簡易Ⅱ型では、事務量については標準型と比較すれば軽減されると感じるが、より評価点 1 点当たりの金銭的価値を納税者に理論的に説明することが困難だと感じた。

以上のことから、現時点での導入は時期尚早と考える。しかし今後、本町における電子入札の環境が整い入札事務の省力化が達成され、また県が試行している若手技術者育成モデル工事の試行のような山形県の未来を担保しようとする試みなど、評価点と落札結果の関連を客観的、理論的に説明できる基準が整えば、地元業者を優先しつつ、より透明性を高めた指名競争入札に代わる入札制度となる可能性があることから、今後調査研究すべきである。

[検証の結果]

ア 指名競争入札

等級別格付けについては、平成 30 年 4 月に従来の 3 段階から、A～D の 4 段階に細分化したうえで、庄内町建設工事指名競争入札参加者の格付けに関する規程を改正し、A 及び B、B 及び C、C 及び D など複数の等級を合わせた指名を行っている。

イ 建設業における町内業者の要件

町内業者の定義に新たな要件を加えることで、現在の町内業者が要件を満たさなくなり町内業者が減る可能性があるとして、一定数の町民雇用と特別徴収による町民税納税の要件を加えていない。

今後は、町内業者の求人が困難にならないように、従業員数で比率を細分化（数人程度の業者では免除）や、設定後に移行猶予期間を設けるなどをしたうえで同要件を加え、町民の雇用を創出すべきである。

ウ 建設業における町外業者落札のデメリット

町外業者で、一定数の町民雇用と特別徴収による町民税納税の要件を満たすものを準町内業者とする制度を構築していない。

町内の雇用の創出と、経済波及効果を出すために準町内業者の制度を構築すべきである。

エ 総合評価落札方式

平成 30 年度の新庁舎建設工事を、建築、電気、機械の 3 工種で分割発注し、総合評価落札方式を実施した結果、建築工事の 8.6%、電気設備工事の 16.7%、機械設備工事の 36.4%を地元業者が下請けした。

今後、同様の大規模工事発注が想定される場合は、役場新庁舎建設工事で培ったスキルを生かすとしている。

(2) 請負工事成績評定と格付けについて

[前回の意見]

ア 請負工事成績評定

主観的審査事項については国土交通省の示す新工事成績評定を準用し、評価区分を客観的に細分化した評価基準を定め、その結果を格付けに反映させるべきである。また、判断基準のばらつきを防ぐために定期的な研修会の開催やプロセスをチェックリスト化すべきである。

イ 格付け

評価された点数を的確に反映させるために、現在の 3 段階の格付けを細分化すべ

きである。また、格付けの根拠である成績評定を公表し、業者の要請があれば不服申し立ても含め丁寧に説明し、改善点の指導などを行うことにより地元業者の施工能力の底上げと、公共工事の品質の向上に繋げるべきである。

[検証の結果]

ア 請負工事成績評定

統一的な基準を定めることで公平公正な評価をするために、庄内町建設工事検査規程を定め、検査の実施に関し必要な事項を定めた。また、国土交通省の基準は複雑かつ高度な内容であり、本町で実施することは困難と判断したため、町独自の基準である「庄内町建設工事の出来形等検査基準及び工事成績評定基準に関する要領」を策定し、基準を基に評定した結果が格付けに反映される仕組みを作成している。ただし、定期的な研修会の開催やプロセスをチェックリスト化はしていない。

判断基準のばらつきを防ぐために定期的な研修会の開催やプロセスをチェックリスト化すべきである。

イ 格付け

格付けの細分化については、(1)入札方式についてアのとおり実施している。

また、工事成績評定点の公表はしていない。公表したうえで、改善点の指導など行うことにより地元業者の施工能力の底上げと、公共工事の品質向上に繋げるべきである。

(3) 電子入札について

[前回の意見]

入札事務の省力化のため、早急に電子入札を導入すべきである。しかし、コストが嵩むことから現状での導入は困難である。そのため、他県で導入しているように、県のシステムを県内自治体が低コストで共有できる電子入札共同システムを山形県でも立ち上げることを期待するものであり、町として県に強く要望すべきである。

[検証の結果]

県内の自治体が低コストで共有できる電子入札共同システムを山形県でも立ち上げることについては要望していない。県に強く要望すべきである。

(4) 入札監視委員会について

[前回の意見]

視察した山形県や横須賀市では、入札及び契約の過程並びに契約の透明性を確保するために同委員会を設置し顕著な効果を上げていた。本町も役場庁舎改築という大型事業に取り組み始めたことから、早急に設置すべきである。その際、委員は専門家が所属する各組織に推薦していただくべきである。

[検証の結果]

入札監視委員会を設置していない。複数の専門家が所属する入札監視委員会を設置すべきである。